

令和 4 年度

印西市地域包括支援センター事業計画（案）

印西市印旛地域包括支援センター

## 1 総合相談支援業務

項目	市の方針	地域包括支援センター重点課題・目標
総合相談業務 令和4年度	○複雑かつ多様化する相談に対し、三職種がチームとなって必要な方策の検討とそれに基づく速やかな初期対応を行い、適切な機関・制度・サービスへつなげる。	○地域に住む高齢者や、高齢者を介護する親族等の身近な相談窓口として、よりきめ細かい支援を行うことができるよう体制構築を図る。 ○地域に住む高齢者や高齢者を介護する親族等から寄せられる相談から、状況把握・緊急度の判断を行い高齢者の心身の状況や家庭環境に応じて、地域における適切な保健・医療・福祉サービス等の利用に繋げることができるよう専門的・継続的な支援を行う。
実態把握	○圏域の実情に合わせた手段により地域の高齢者の心身状況や家庭環境等について実態把握を行い、要援護高齢者への早期対応が可能となるよう、日ごろから地域の関係者間で情報共有を行うなどネットワークの構築を図る。	○感染予防対策をしながら出張相談会や出前講座を実施し、アウトリーチを意識しながら要援護高齢者の早期発見・早期対応を目指す。 ○地域の集まりの場に積極的に出向き、地域からの気づきから始まる支援の重要性を伝え地域包括支援センターの周知をする。

## 2 権利擁護業務

項目	市の方針	地域包括支援センター重点課題・目標
成年後見制度の活用促進	○判断能力の低下がみられる高齢者やその家族等からの契約や金銭管理等の相談に対して、日常生活自立支援事業、成年後見制度の説明を行う。 ○市は相談会や出前講座などを開催して制度の周知啓発に努める。	○必要に応じて社会福祉協議会担当者と相談しながら、日常生活自立支援事業に繋げていく。 ○地域ケア会議や各定例会、集いの場、居宅介護支援事業所等へ相談窓口であることの周知をする。 ○日常生活自立支援事業や成年後見制度が必要な高齢者を把握し制度支援をしていく。
高齢者虐待への対応	○地域のネットワークを活用して、虐待防止及び早期発見に努めるとともに、虐待通報や相談があった場合は、「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」及び「印西市高齢者虐待対応マニュアル」に基づき、市と情報共有をしながら、事実確認や虐待の判断を行い、連携を図りながら適切な支援を行う。 ○市が開催する「権利擁護勉強会」において、権利擁護に関する事例検討や対応方針の共有を行う。	○地域ケア会議や各定例会、集いの場、居宅介護支援事業所等へ相談窓口であることの周知をする。 ○高齢者を介護している人達が孤立しないよう地域包括支援センターと地域の関係団体や地域住民が連携を図り、虐待を未然に防ぐ地域作りに取り組んでいく。 ○虐待の対応は3職種での協議・対応とし、市役所や関係機関との連携を図りながら、役割分担、期限の明確化をしながら迅速に対応する。
消費者被害の防止	○民生委員や介護支援専門員、訪問介護事業所、消費生活センターと連携し、消費者被害情報の収集に努めるとともに、商工観光課が設置予定の消費者安全確保地域協議会に参加し、被害を未然に防ぐために必要な支援を行う。	○各定例会、集いの場、居宅介護支援事業所等へ相談窓口であることの周知をする。 ○高齢者を狙った悪質商法などの被害防止に向け消費者センターと連携を図り周知活動や支援を行う。又ホームヘルパーや民生委員などに対して積極的に情報収集を行い被害防止に努める。

### 3 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

項目	市の方針	地域包括支援センター重点課題・目標
包括的・継続的なケア体制の構築	○在宅・施設を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関や関係機関との連携体制を構築し、介護支援専門員と関係機関の連携を支援する。	○医療と介護の連携推進を図る。 ○5包括主任介護専門員作成の「入退院時等における病院との連携方法に関する情報」を活用し推進を図る。 ○介護支援専門員と医療機関との連携の上で困難な点を把握し、5包括保健師看護師らと5包括主任介護支援専門員らが協働し対応策を検討していく。
介護支援専門員に対する支援	○地域の介護支援専門員が業務を円滑に行えるよう、入退院時の医療機関との連携、支援困難事例への指導・助言など、専門的な見地からの総合調整や後方支援を行う。 ○介護支援専門員の資質向上を図るため、事例検討会や研修会等を実施する。	○介護支援専門員との連携を密にし、どの様な事で困っているのか、聞き取る機会を大切にしてお互い・対応していく。 ○いんばケアネットワークの活動協力、市内主任介護支援専門員会議の運営等、介護支援専門員のネットワーク構築を勧めていく。 ○個別の地域ケア会議の実施や支援困難事例対応等、介護支援専門員への後方支援を行う。

### 4 地域ケア会議推進事業

項目	市の方針	地域包括支援センター重点課題・目標
地域ケア会議の開催	○地域の多様な関係者が適宜協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援等を通じて、介護等が必要な高齢者が住み慣れた地域で生活ができるよう地域全体で支援する。 ○市は、多職種の専門的な視点に基づく自立支援型地域ケア会議を開催し、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメント支援を行うとともに、地域資源の把握や多職種の連携体制の構築に努める。 ○センターは、介護支援専門員が抱える困難事例等について個別ケースに関する関係者を集め、地域住民や関係機関による個別ネットワークの構築を図るとともに支援方針を検討する。 ○センターは、個別地域ケア会議で把握した地域で不足している社会資源や取り組むべき地域課題について関係者で共有し、連携しながら検討を行う。 ○市は、圏域地域ケア会議では解決に至らなかった地域課題や市全体での検討が必要な課題について情報を共有し、社会資源の開発や施策の提言に結び付けていく。	○個別地域ケア会議の積極的な実施。 ○個別地域ケア会議で抽出した地域課題を地域ケア推進会議にて検討を重ねる。 ○自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントについて理解を深めながら専門職のスキルを活用し、自立支援型地域ケア会議の開催準備、実施をしていく。 ○第2層生活支援コーディネーターと協働し生活体制整備事業にも活かしているよう全ての会議に関わる。

## 5 在宅医療・介護連携推進事業

項目	市の方針	地域包括支援センター重点課題・目標
医療と介護の連携推進	<p>○医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業者との協働・連携を推進する。</p> <p>○「在宅医療・介護連携、認知症対策推進会議」を開催し、在宅医療と介護の連携、認知症施策の一体的な取組強化を図る。</p> <p>○高齢者と家族が療養生活について我が事として意思決定できるよう、市民への周知啓発に努める。フォーラム形式の市民啓発講演会やで講座の開催をする。</p>	<p>○医療・介護の連携を目的とした在宅医療・介護連携、認知症施策推進会議や多職種協働研修会などの実施協力。</p> <p>○圏域の地域ケア推進会議を通して、医療と介護の連携を図る。</p> <p>○在宅医療・介護サービスに関する講演会開催、パンフレットの作成・配布等により、地域住民の在宅医療・介護連携の理解を促進する。</p>

## 6 生活支援体制整備事業

項目	市の方針	地域包括支援センター重点課題・目標
生活支援コーディネーターと協議体との連携	<p>○住民主体の支えあいの体制づくりを推進するため、第1層（市全域）及び第2層（日常生活圏域）に生活支援コーディネーターを配置する。</p> <p>○第1層・第2層コーディネーターと地域の実情や課題を整理し、協議体の設置について検討を行う。必要に応じて、協議体の設置運営に取り組む。</p> <p>○センターは、第2層生活支援コーディネーターと連携を図るとともに、協議体に参加し、地域における一体的な生活支援サービスの体制整備に市と協働して取り組む。</p>	<p>○協働でワークショップを開催し、地区ごとに求められるサービスの傾向を把握する。</p> <p>○個々の利用者からのニーズを取り入れながらサービス提供主体との連携体制・地域づくり、協議体の設置運営への協力を努める。</p> <p>○センターとコーディネーターの協働でにっこりカフェ、あおぞらカフェ（地区や年齢に関係なく地域の方が自由に立ち寄り、集まれる場）を感染症拡大防止に配慮し、開催する。</p>

## 7 認知症施策推進事業

項目	市の方針	地域包括支援センター重点課題・目標
認知症初期集中支援推進事業	<p>○認知症になっても本人の意思が尊重され、できるだけ住み慣れた地域で暮らし続けるために、認知症の人や家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、対象者をできるだけ早期に適切な医療や支援機関に結び付け、地域での生活に向けた支援体制を構築する。</p> <p>○センターは「認知症初期集中支援チーム」との同行訪問や情報共有など連携に努める。</p> <p>○初期集中支援チーム検討委員会を在宅医療・介護連携推進会議と合併させ、医療と介護の連携の中での初期集中支援の位置づけを明確にし、認知症の人とその家族を地域で支えるための体制づくりについて包括的に検討していく。</p>	<p>○認知症初期集中支援が必要な方の早期発見。また、対象となる方がいる場合は、円滑に支援チームに繋ぐことが出来るよう連携を図っていく。</p> <p>○把握したケースが、「認知症初期集中支援チーム」の適応になるのかどうか、市担当者、場合によっては初期集中支援チームと相談しながら検討していく。</p> <p>○認知症初期集中支援チームとの同行訪問や情報共有を行い、役割を分担し、ケースへの支援を行う。</p>
認知症地域支援・ケア向上事業	<p>○地域の実情を把握し、相談に応じることが出来る体制を整えるとともに認知症当事者と家族の支援を地域で円滑に推進することが出来るよう、認知症地域支援推進員を配置し、認知症の相談等を専門的に対応できる体制づくりに努める。</p> <p>○認知症地域支援推進員および認知症コーディネーターが、日頃の相談対応などから地域の課題やニーズ、当事者の思いをくみ取り、認知症支援に必要な施策を企画・提案・実践していけるための支援を行う。</p> <p>○センターは地域の特性を生かした認知症カフェを開催し、認知症当事者を支えるつながりの支援と家族の介護負担の軽減、および認知症に対する理解を促進し地域での支援者の育成を図る。開催方法については感染症対策を考慮した内容とし、可能な限り当事者やその介護者の思いが周知されるよう、当事者の参加を増やす。</p>	<p>○地区に出向きより身近な場所で認知症カフェを感染症対策をしながら開催する。</p> <p>認知症当事者やその家族が自分の気持ちを出し、また参加したいと思える場となり、地域の人にとっても認知症の理解を深められるカフェの開催を目指す。</p> <p>○気軽に相談できる窓口であることの周知（チラシや講座を通して）を行っていく。</p> <p>○担当する圏域には、認知症に起因する課題に対してどのような支援が出来るのか、アプローチの方法を検討しながら支援していく。</p>
普及啓発・見守り体制の構築	<p>○認知症サポーター等養成講座を企画、実施するキャラバン・メイトを養成し、地域において認知症の人と家族を支える認知症サポーター養成講座の開催や理解促進のための取り組みを積極的に行う。</p> <p>○小学生・中学生の講座については、感染症拡大防止に配慮し、時間短縮（45分）や参加スタッフを最小限にして、クラス単位での開催を可能とするなどの工夫を行いながら実施。</p> <p>○成人、職域での実施については積極的に周知し実施する。養成したサポーターと認知症地域支援推進員、認知症コーディネーター、生活支援コーディネーターを結び付け、ボランティアなど、地域で認知症の方を支え、見守りが出来る支援体制を構築していく。</p>	<p>○地域での見守りを支える体制の重要性をその都度住民、圏域の商店等に説明し協力を求めていく。</p> <p>（生活支援コーディネーターと協力をしながら）</p> <p>○認知症サポーター、認知症地域支援推進員、認知症コーディネーター、生活支援コーディネーターらが協同し、認知症の人を地域で支える取り組みについて検討していく。</p>

## 8 介護予防ケアマネジメント業務・指定介護予防支援業務

項目	市の方針	地域包括支援センター重点課題・目標
介護予防ケアマネジメント業務 令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者に対して、自立支援を目的に主体的な取り組みができるよう、介護予防サービスに加えて住民主体の通いの場等の地域資源の活用も視野に入れたケアマネジメントを行う。</li> <li>○三職種については、包括的支援事業に影響が生じないよう市が定めた上限件数の範囲内で業務を行う。</li> <li>○業務の一部を指定居宅介護支援事業所に委託する場合は、適切なケアマネジメントが実施されているか責任をもって関与するとともに正当な理由なしに特定の事業者には偏らないよう配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日常生活支援コーディネーターの地域資源の情報を活用しながら、多様な方々が提供するインフォーマルサービスを利用し、自立支援に資するケアマネジメントを行う。</li> <li>○通所型サービスC型の実施。実施後、事業の一連の経過やケアマネジメント方法の検討を市と行っていく。</li> <li>○三職種が他業務に支障が生じないよう全体数を常に把握し業務遂行に努める。</li> <li>○指定居宅介護支援事業所に業務の一部を委託する際は、特定の事業者には偏らない様に公平に選定し、委託先介護支援専門員とは密に連絡を取り合い状況確認に努める。</li> <li>○提出書類にも目を通し、適切なケアマネジメントが実施されているか確認、一覧表を作成し管理を行う。</li> </ul>

## 9 一般介護予防事業

項目	市の方針	地域包括支援センター重点課題・目標
介護予防把握事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○令和2年度から引き続き基本チェックリストを主としたアンケートを、介護認定を受けていない75歳以上の対象者に送付し、ハイリスク者を把握する。把握したハイリスク者に対し、早期介入を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○早期介入が必要なハイリスク者に対し、適切・柔軟に対応し、市とも連携していく。</li> <li>○把握事業から得られた情報を有効活用し早期発見・早期対応に努める。</li> </ul>
介護予防普及啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防把握事業で把握したハイリスク者や必要な対象者に対し事業参加につなげる等、ケアマネジメント力を身につけ、介護予防活動に取り組んでもらう。</li> <li>○65歳到達者に対する介護保険証送付に合わせて、活動や社会参加を促すチラシ等を同封し、市民の介護予防の関心を高める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市と連携・協働しながら把握事業の分析結果をもとに、ハイリスク者を作らない、増やさない地域づくりを推進していく。</li> <li>○介護予防に対する意識づけを地域住民を対象に積極的に行っていく。</li> </ul>
地域介護予防活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者の体力の維持・向上と地域の仲間づくりを目的とした「いんざい健康ちょきん運動」の活動を通して、住民が主体となった通いの場の充実を図る。</li> <li>○センターは、地域において住民の活動支援を行うとともに、生活支援コーディネーターと連携して事業の普及・啓発に取り組み、地域の支え合いづくりを推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いんざい健康ちょきん運動の後方支援を通して地域住民との関係づくりを行い、活動が継続できるように支援して行く。</li> <li>○地域で行われている活動に積極的に生活支援コーディネーターと共に感染症対策に配慮しながら参加し、住民主体の活動の充実を図る。</li> </ul>

## 1 0 運営体制

項目	市の方針	地域包括支援センター重点課題・目標
職員の配置 令和4年度	○「印西市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る職員等の基準を定める条例」に基づき、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員（これらに準ずる者も可）の三職種を配置する。 ○認知症地域支援推進員（兼務）、生活支援コーディネーターを配置する。	○三職種安定した配置を継続し、事業の実施にあたる。様々な案件には、三職種で共通認識をし業務運営に臨む。 ○生活支援コーディネーターとも連携・協働しながらチームとして多様な視点から問題の解決を図る。 ○認知症地域支援推進員（兼務1名）、更に1名の資格取得を計画する。
職員の姿勢	○センターの保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員は、それぞれの専門性を発揮しながら相互に情報を共有し、連携・協働する「チームアプローチ」を実践し、多様な観点から効果的な支援を行う。	○多様な観点から効果的な支援が行えるようセンター内で三職種が良好なコミュニケーションを図り、臨機応変な話し合いを重ねながら、検討・確認を怠らずに積極的にチームアプローチを実践する。
職員のスキルアップ	○センター職員は、相談技術やケアマネジメント技術の向上、業務に必要な知識、技術の習得を目的とした研修等に積極的に参加し、各職員が学んだ内容を全職員に伝達・共有することにより、センター全体のスキルアップに努める。	○外部の研修には積極的に参加できるよう業務体制の整備をして研修への機会を確保する。 ○職場内の研修（伝達研修・法人内研修）への機会も確保しスキルアップを図る。 ○コロナ禍で増えたオンライン研修に参加できるように環境整備を行っていく。

## 1 1 管理体制

項目	市の方針	地域包括支援センター重点課題・目標
個人情報の保護	○センターは、業務上多くの個人情報を知りえる立場にあることから、その取扱いにあたっては「印西市個人情報保護条例」に基づき、情報管理を徹底するとともに、守秘義務を厳守し、個人情報の保護に注意する。	○「印西市個人情報保護条例」に基づき、個人情報等の書類は、センター内の鍵のかかる棚等に保管し徹底管理する。 ○守秘義務を厳守し、個人情報の保護に十分留意する。
苦情対応	○センターに対する苦情を受けた場合は、迅速かつ適切に対応し、その内容及び対応等を記録し、必要に応じて市に報告する。	○苦情については、苦情マニュアルに沿って迅速に対応し解決を図る。対応については記録を行い再発防止に努める。
緊急時対応	○センターは、緊急時の対応が必要になることを想定し、夜間休日を問わず24時間連絡を取ることができる体制を確保する。	○転送電話にて24時間連絡体制（当番制）を整える。時間外への対応については、必要かどうかの判断をして対応をする。